

Title	人道的介入に関する理念面および実践面における考察 ： 内在するジレンマ、正当性、実効性を中心に
Author(s)	饗場, 和彦
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49079
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	あい ば かず ひこ 饗 場 和 彦
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学位記番号	第 2 2 3 4 0 号
学位授与年月日	平成 20 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	人道的介入に関する理念面および実践面における考察—内在するジレンマ、正当性、実効性を中心に—
論文審査委員	(主査) 准教授 栗栖 薫子 (副査) 教授 黒澤 満 教授 姫野 勉

論文内容の要旨

民族浄化やジェノサイドのような人道危機に対する対処の一環として人道的介入という選択肢があるが、その理念や実践をめぐって議論や評価は分かれる。本論文ではこの人道的介入を多面的に分析し、とくに内在するジレンマや正当性、実効性をめぐる観点から省察した。

第 1 章で概念、定義、用語が錯綜・混乱している現状を分析した。人道的介入や humanitarian intervention という用語は類義語が多く、かつ多義的に用いられている。整理するため諸概念を検証し、「自国民保護」「他国民保護」「主体（国家、国連、市民・NGO）」「強制性の有無」「軍事性の有無」などの基準で分化し、本論文における人道的介入の定義を「ある主権国家内で、その国民が大規模かつ深刻な人道危機に瀕している状況がある場合、国際連合あるいは国家（群）がその状況に対処しようとして行う、強制的な武力の行使」として定めた。

第 2 章ではホッブズ、グロティウス、カント、マルクスの思想・イメージをもとに 4 種の視角から人道的介入の多面性を分析し、人道的介入を考察する上での複眼的なアプローチの必要性を示唆した。

第 3 章から 5 章では事例研究として、東パキスタン（現バングラディシュ）へのインドによる介入、カンボジアへのベトナムによる介入、ウガンダへのタンザニアによる介入、湾岸戦争直後のイラクに対する多国籍軍の介入、ボスニア・ヘルツェゴビナに対する国連・NATO の介入、ソマリアに対する国連・多国籍軍の介入、ルワンダのジェノサイドに対する傍観、コソボ問題をめぐる NATO のユーゴ空爆を検証した。

これらの事例を通して、国益概念に基づく利己的、功利的、戦略的な思考の存在、二重基準、恣意性、濫用性の問題が明らかになり、また主権概念と内政不干涉原則に対する厳格性の後退、人道主義の台頭という特徴も示された。

さらに、実践行動上の相克として 3 種のジレンマが析出された。「利益の論理と道義の論理のジレンマ」は、国益の増進を判断基準にする利己的な発想と、人道主義を判断基準にする利他的な発想が競合する状況を指す。「紛争処理と人道的介入のジレンマ」は、人道危機の状況において紛争処理を目的とする行動と人道的介入の行動が競合する場合、結果として紛争処理が優先される状況を指す。「強制性と中立性のジレンマ」は、人道危機に対応する手段として同意を得ず強制的に行う方法を取る場合、その結果、中立性が低減するゆえに関係当事者からの協力が得にくくなるという相克である。

一般に、行為の当否を評価する際、実効性と正当性の両面による判断枠組みがある。第 6 章では人道的介入の正当性について論考した。合法性の観点から、国家（群）による人道的介入と国連による人道的介入について検証し、後

者の場合における合法性の高さが示された。しかし、正当性を構成する要素は合法性のみではなく「違法ではあるが正当」とする概念も想定できる。この点の問題提起となったのが NATO のユーゴ空爆であった。この論理は国際法の柔軟性・発展性を重視する立論、「保護する責任」の概念をはじめ主権概念の抜本的転換を図る立論、正戦論に依拠した武力行使に対する評価基準をめぐる立論などから構成されるものの、その主張の妥当性は低いといえる。

第7章では実効性を扱い、人道的介入の肯定論、否定論の立場に分けて、さらに否定論を構造主義論、濫用警戒論、戦争のパラドックス論、錯誤認識論、自己利益優先論に細分化して、それぞれ考察した。否定論は「応急処置的な人道的介入」まで否定はしていないと考えられるが、前出の3ジレンマが実効性を阻害する要因として現出する。これらを超克する発想としては、国家主権から独立した国連専属の軍事組織構想、あるいはコンストラクティビズムに依拠した道義・規範の強化、地域機構の活用、公益活動に対する賞賛を一つの国益とみなす意識変革などが考えられる。紛争予防の対応や NGO・市民などによる活動も一定の効果はあるものの、それのみで人道的介入の代替措置として万全に対応できるわけではないので、人道的介入の選択肢は排除できない。

第8章では人間の安全保障の観点から人道的介入を再考し、ルワンダの民族対立・ジェノサイドを例に方法論として人間の安全を保障するための方策を検討した。ジェノサイドの進行は「土壌」「計画」「実行」の3段階に分けられ、ルワンダ人の人間の安全を確保するには5種のタイミング・方途があった。人間の安全保障に人道的介入を含まないとする主張もあるが、この5方途の連続体の中で順次補完する形でルワンダ人の生命確保の可能性が増進できる以上、その最後の手段となる人道的介入だけ排除、否定する発想は合理的でないといえる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、民族浄化やジェノサイドのような人道危機への対処方法として注目を集めることになった、「人道的介入」についての包括的な研究である。人道的介入をめぐる議論と課題を整理し、具体的な事例研究を行なう中で、主な争点に関する評価を提示し、最後に政策的提言を行なっている。第I部（第1章～2章）では理論的考察、第II部（第3章～5章）では事例研究、第III部（第6章～8章）では政策的考察を、それぞれ行なっている。

第1章では、「人道的介入」や‘humanitarian intervention’という用語が多義的に使われている現状に対して、関与する主体、手段、強制性の有無などの基準を用いて概念の整理を行い、本論文における分析の射程を明らかにしている。第2章では、国際関係論における代表的な世界観（ホブズ的、グロティウスの、カント的、マルクスの）に依拠しながら、人道的介入に対する異なる視角の存在を提示し、複眼的な理解の必要性を論じている。

第3章では、過去の対比的事例（東パキスタン、カンボジア、ウガンダなど冷戦期の事例、湾岸戦争後のイラクへの多国籍軍の介入、ボスニアへの国連と NATO の介入、ソマリアへの国連と多国籍軍の介入）をとりあげ、多くの事例において、国益や戦略的判断が優先され、二重基準や恣意性の問題が生じてきたことを明らかにしている。それと同時に、主権概念と内政不干涉原則における厳格性の後退という傾向が、一般的に観察されることも指摘している。また、「利益の論理と道義の論理のジレンマ」、「強制性と中立性のジレンマ」、「紛争処理と人道性のジレンマ」が生じると指摘し、第4章と第5章における詳細な事例研究のための分析の軸として提示している。第4章では、1994年にルワンダで発生したジェノサイドに対して、なぜ国際社会が有効な対応をとることができなかったのかを、詳細に過程追跡することで明らかにしている。第5章においては、コソボ問題をめぐる、NATO 軍によるユーゴスラビア空爆を事例としてとりあげ、人道的介入の「正当性」、「合法性」、「実効性」という三つの参照基準を新たに導出している。

以上の各章で導出された諸論点のなかで、第6章では、とくに正当性と合法性の問題をとりあげ、国際法、正戦論、国際政治学に依拠して分析している。第7章では、人道的介入の評価には、正当性や合法性だけではなく、実効性の観点が必要であるとし、人道上の危機への対応として、どのような政策手段が講じられるのかを、紛争予防、NGOの活動、応急措置としての強制力を用いた介入などに類型し、分析している。第8章では、人間の安全保障達成のために、強制力を用いた人道的介入を政策手段として含めるべきかという論争に対する、著者の回答を論理的に述べている。

結論として、人道危機に対応するためには、包括的な手段を用意することが必要であること、また強制力の使用については、抜本的な国際体制の改革を行なうことが難しい以上、国際規範の形成と、地域機構の活用、新しい国益観の創出等をめざし、漸進的な変化を進めるしかないと述べている。

本論文のように、人道的介入をめぐる法的、政治的課題を、学際的にかつ多面的に扱い、また詳細な事例検証に依拠して政策的意義を論じた研究はこれまで行なわれていない。関連学界への多大な寄与をなすものと考えられるので、審査員は一致して博士（国際公共政策）の学位を授与するのに値すると判断した。